

事前質問事項（社会復帰・社会内生活支援、元患者家族に対する施策）

統一要求書の第2の2、3及び第6について議論するには、現状について把握することが不可欠であるので、事業の実施状況等について、事前に回答を頂きたい。

第1 令和4年度のハンセン病対策事業実施要領を交付されたい。

令和3年度からの変更点があれば説明されたい。

→実施要領は別紙のとおり。昨年度から変更なし。

第2 社会復帰者等相談事業について

1 令和3年度の社会復帰者に対する専門家相談の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした退所者の実数、対応した相談員の実数
- ・登録相談員の数および職種別人数、地域別人数
- ・電話相談の受付のべ件数、電話相談をした人の人数、地域別の人数
- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容
- ・専門家相談事業の周知の方法、時期、回数

2 令和3年度の社会復帰者に対するピア相談の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした退所者の実数、対応した退所者の実数
- ・登録している退所者の数および地域別人数
- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容
- ・ピア相談事業の周知の方法、時期、回数

3 令和3年度の社会復帰等に対する支援事業のうち講演等の実施状況

- ・派遣のべ回数、派遣された退所者の実数
- ・講演等の受け入れ先の実数
- ・登録している退所者の数および地域別人数
- ・具体的な講演先の例
- ・登録している退所者への研修の回数、内容
- ・学校、社会教育施設、人権教育をしている団体等への周知の方法、時期、回数

4 令和3年度の元患者家族に対する専門家相談の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした元患者家族の実数、対応した相談員の実数
- ・登録相談員の数および職種別人数、地域別人数
- ・電話相談の受付のべ件数、電話相談をした人の人数、地域別の人数

- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容
- ・専門家相談事業の周知の方法、時期、回数

5 令和3年度の元患者家族家族に対するピア相談の実施状況

- ・派遣のべ回数、支援をした元患者家族の実数、対応した元患者家族の実数
- ・登録している元患者家族の数および地域別人数
- ・具体的な支援例
- ・登録相談員への研修の回数・内容
- ・ピア相談事業の周知の方法、時期、回数

6 令和3年度の「ハンセン病対策事業実施要領」の2社会復帰者に対する支援事業の実施（2）①社会復帰者等相談事業のエ評価委員会について下記の事項

- ・評価委員会の委員の氏名
- ・評価委員会の開催日時
- ・評価委員会の各回の議事録（支障があれば議事概要）

→第2の1～6については、別添に記載のとおり。

第3 再入所に関して

- ・令和元年度の再入所者の数
→ 22人（延べ人数）
- ・令和2年度の再入所者の数
→ 21人（延べ人数）
- ・令和3年度の再入所者の数
→ 20人（延べ人数）
- ・再入所の理由
→ プライバシー等の関係もあり入所者から聴取不可。

第4 ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業について

1 令和3年度の家族交流会事業

- ・交流推進員の数および職種別人数、地域別人数
- ・家族交流会の実施回数

2 令和3年度の講師等派遣事業の実施状況

- ・派遣のべ回数、派遣した啓発推進員の実数
- ・講演等の受け入れ先の実数

- ・具体的な講演先の例
- ・啓発推進員の数および地域別人数
- ・啓発推進員への研修の回数、内容
- ・学校、社会教育施設、人権教育をしている団体等への周知の方法、時期、回数

→第4の1～2については、別添に記載のとおり。

(別 紙)

ハンセン病対策事業実施要領

1 ハンセン病に関する普及啓発事業の実施

(1) 目 的

社会交流事業の実施等の啓発普及活動及び地域の特性をいかした地域啓発の推進を通じ、広く国民に対してハンセン病に関する知識の普及啓発を行うことにより、ハンセン病に対する偏見・差別を解消し、正しい理解と認識を深めることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会交流事業の実施

地域住民との交流の機会が少なくなっているハンセン病療養所（以下「療養所」という。）入所者が、療養所周辺等の地域住民等と交流を深めることによって、一般社会のハンセン病に対する偏見を払拭するために、各療養所及び入所者自治会（以下「自治会等」という。）が地域住民との交流を図ることを目的とした各種行事及び催物等に対して助成を行う。

ア 対象事業及び助成対象者

助成対象と事業は自治会等が行う花見、盆踊り、文化祭などの催し物及び入所者が行っている各サークル活動等であって必ず入所者以外の地域住民等が参加できるものとする。なお、入所者が療養所の外に出て行う活動に要する経費についても、本事業の対象とするが、いずれもその主催者は自治会等及び全国ハンセン病療養所入所者協議会のいずれかであるものとする。

イ 実施方法等

本事業を遂行するに当たっては、「社会交流事業助成要綱」を作成し、自治会等に対して周知する。

ウ 帳簿書類

社会交流事業費支出に当たり、次の帳簿を備え付け、常にその内容等事業の実施状況を明らかにしておかなければならない。

(帳簿書類)

- ・社会交流事業実施一覧表（別紙様式第1号）
- ・社会交流事業実施報告書（別紙様式第2号）

②地域啓発推進事業

ハンセン病に対する偏見・差別は地域により異なる。そこで、地域の事情に応じた効果的な啓発を推進するため、各療養所等に「地域啓発推進員」を置き、地域の特性をいかした啓発活動を行う。

なお、「地域啓発推進員」は、ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有する者であること。

2 社会復帰者等に対する支援事業の実施

(1) 目的

療養所を退所し社会復帰した者の中には、地域の中で生活していく上で、ハンセン病に対する偏見・差別、長期にわたる療養所生活、後遺症あるいは高齢などの理由により医療、生活、就労等において様々な問題に直面することがある。

また、元ハンセン病患者とその家族の中には、過去の隔離政策により家族関係がいまだに回復していない者がいる。

このため、社会復帰者や元患者家族に対して助言を行うなど、問題解決のための相談窓口を設置するとともに、社会復帰する際に必要となる生活基盤の整備（住宅、日用品、就労準備等）等に対する支援や家族関係回復のための支援などを行うことを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①社会復帰者等相談事業

療養所を退所し社会復帰した者が、医療、就労、職場等における対人関係等において、ハンセン病を患ったことが原因で直面する様々な問題と高齢等による昨今の厳しい社会状況下の生活不安等を少しでも解決するため、また過去の隔離政策により元患者との家族関係が回復できていない者の相談に応じるために、相談窓口を設置し、社会復帰者及び元患者家族を対象に相談事業を行う。

ア 実施方法

療養所のケースワーカー、都道府県のハンセン病担当者、ピアサポーター等との連絡を密にし、必要に応じ職員等が現地に出向き相談に応じるなど、社会復帰者等に対するきめ細かな相談事業を実施する。

イ 相談内容の整理

社会復帰者等を可能な限りで把握し、現状把握に努めるとともに、相談内容及び対応等について整理し、その内容等を明らかにしておかなければならない。

ウ 相談事業従事者の要件

ハンセン病対策に十分な経験を有するか、ハンセン病に対して深い理解を有し、相談の実効を十分に上げることができる者であること。

エ 評価委員会の設置

相談事業の実施方法・実施状況について意見を求めるために、元患者等の当事者、有識者等で構成される評価委員会を設置するものとする。

②社会復帰支援事業

療養所から退所し社会復帰を希望する者に対してその自立を支援するために、退所する際に必要となる経費（住宅の確保、引越し、日用品の購入、技能の取得及び就労の準備に要する費用）及び復帰後一定期間経過後に必要な社会生活訓練資金について支援を行う。

ア 対象者の範囲

支援の対象は、現に療養所に入所しており3か月以内に退所を希望する者

又は療養所を退所してから初回申請時まで6か月を経過していない者とする。

イ 支援の種類

- (ア) 住宅準備費用
- (イ) 引越費用
- (ウ) 日用品準備費用
- (エ) 技能習得費用
- (オ) 就労準備費用
- (カ) 自立生業費用
- (キ) 障害・介護用品費用
- (ク) その他

ウ 支援限度額

総額250万円の範囲内において、その実支出額を支援する。

エ その他申請方法等

本事業の対象者の範囲、支援の種類及び申請方法等の事業実施に当たっての詳細については、別に定める「社会復帰支援事業の実施について」（平成16年6月25日健疾発第0625001号厚生省健康局疾病対策課長通知）により行う。

オ 帳簿書類

社会復帰支援事業の支出に当たり、本業務の実施状況を明らかにしておくための帳簿書類を備えておかなければならない。

3 ハンセン病対策促進事業の実施

(1) 目的

ハンセン病に関する普及啓発や当事者の福祉の増進等について、地方公共団体における新たな取組を支援することにより、地域におけるハンセン病問題解決に向けた施策を促進する。

(2) 事業内容及び実施方法

①選定・評価委員会の設置

支援事業の選定及び評価について意見を求めるために、当事者、有識者等で構成される選定・評価委員会を設置するものとする。なお、選定・評価委員会には厚生労働省担当者も参画するものとする。

②支援事業の選定

地方公共団体に対してハンセン病に関する正しい知識の普及啓発や元患者等の福祉の増進等に資する新たな取組を公募し、応募のあった事業の中から、予算の範囲内において支援事業を選定し、当該結果を応募者に通知するものとする。

なお、支援事業の選定に当たっては、選定・評価委員会の意見を求めるものとする。

③支援方法

支援事業の実施者と調整の上、支援事業の実施に必要な経費の全部又は一部を負担するものとする。

④支援事業の実施成果の評価

支援事業の実施者から実施状況等を聴取し、選定・評価委員会において評価を求めるものとする。

⑤事例集の作成・周知

支援事業の概要、実施状況及びその評価を取りまとめるとともに、厚生労働省と協議の上、地方公共団体等に周知を図るものとする。

4 ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業の実施

(1) 目的

ハンセン病元患者家族等（以下「家族」という。）が、ハンセン病に対する偏見差別の中で家族関係を形成することが困難であった事情を踏まえ、同様の経験を持つ家族相互の交流を通じて、家族関係の回復を図ることを目的とする。

また、家族自身による社会参加への支援を通じて、家族がこれまで受けてきたいわれのない偏見差別の解消を図ることを目的とする。

(2) 事業内容及び実施方法

①家族交流会事業

- ・ 全国を北海道、東北、関東、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州、沖縄のブロックに分け、家族交流会を開催する。（地域の実情に応じて、ブロックの統合・分割も可とする。）
 - ア 家族交流会は、ブロック毎に年3回程度開催する。
 - イ ブロック毎に、家族交流会の開催を支援する「家族交流推進員」を指定する。
 - ウ 家族交流会の開催に当たっては、必要に応じて、家族交流推進員らによる企画会議を行う。
 - エ 家族交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。
 - オ 家族交流推進員については、当事者である家族や弁護士・社会福祉士等、職種を問わず幅広く登用する。
 - カ 家族交流推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 各ブロックの家族が集まることができる全国的な家族交流会（以下「全国交流会」という。）を開催する。
 - ア 全国交流会は、年1回開催する。
 - イ 全国交流会の開催に当たっては、家族交流推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国交流会には、必要に応じて医師や福祉関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。

②講師等派遣事業

- ・ 当事者である家族を「啓発推進員」として指定し、地方公共団体や企業、学校等に講師等として派遣する。
 - ア 啓発推進員については、講演可能な地域や対象、身体的状況（移動時の介助要否など）等について情報を把握し、講師等派遣を行う際に十分配慮する。（介助を要する家族を派遣する場合、介助者の随行を可とする等）
 - イ 啓発推進員としての活動を希望する者に対して、必要に応じて研修を行う。
- ・ 国立ハンセン病資料館や全国の国立ハンセン病療養所の社会交流会館等と協力して講演先を調整するほか、啓発推進員が既に開拓した講演先を活用する等、講師等派遣の機会の確保を図る。
- ・ 啓発推進員が集まる全国会議を開催し、研修や経験交流を行う。
 - ア 全国会議は、年1回開催する。
 - イ 全国会議の開催に当たっては、啓発推進員で構成される実行委員会を組織し、企画・検討を行う。
 - ウ 全国会議には、必要に応じて教育関係者等の外部有識者を講師として招聘することも可とする。

③共通事項

- ・ 家族交流推進員及び啓発推進員は兼ねることができる。
- ・ 全国交流会と全国会議は同時に開催することができる。（それぞれの実行委員会で判断された場合に限る。）
- ・ 各事業の実施（開催ブロックの整理や家族交流推進員・啓発推進員の指定を含む）に当たっては、事前にハンセン病家族訴訟原告団及び同弁護団と協議する。

令和4年度ハンセン病問題対策協議会統一要求書 事前質問事項(回答)

第1 令和4年度のハンセン病対策事業実施要領を交付されたい。

(1)	令和3年度からの変更点があれば説明されたい。	変更なし
-----	------------------------	------

第2 社会復帰者等相談事業について

1 令和3年度の社会復帰者に対する専門家相談の実施状況

(1)	派遣のべ回数	381
	支援した退所者の実数	23
	対応した相談員の実数	19
(2)	登録相談員の数	26
	職種別人数	
	社会福祉士	5
	精神保健福祉士	1
	介護福祉士	2
	保健師	1
	看護師	7
	保健師及び看護師	1
	その他(回復者様など)	9
	地域別人数	
	北海道	1
	東北	
	関東	12
	東海・北陸	1
	近畿	9
	中国・四国	2
	九州	
沖縄	1	
(3)	電話相談の受付のべ件数	629
	電話相談をした人の人数	36
	地域別の人数(又はのべ件数)	
	北海道	
	東北	
	関東	9
	東海・北陸	
	近畿	11
	中国・四国	1
	九州	
	沖縄	2
	地域不明	13
	(4)	具体的な支援例
(5)	登録相談員への研修の回数	2
	登録相談員への研修の内容	Zoomにて実施例、その対応例を挙げ、ディスカッションを行う。
(6)	専門家相談事業の周知の方法	厚生労働省退所者給与金の現況届に案内チラシを同封。
	時期	7月頃
	回数	1

2 令和3年度の社会復帰者に対するピア相談の実施状況

(1)	派遣のべ回数	27
	支援した退所者の実数	3
	対応した退所者の実数	3
(2)	登録している退所者の人数	23
	地域別人数	
	関東ブロック	9
	近畿ブロック	11
	中国・四国ブロック	1
	九州ブロック	0
沖縄ブロック	2	
(3)	具体的な支援例	電話や自宅訪問などの安否確認。病院等への同行。書類等の点検など。
(4)	登録相談員への研修の回数・内容	2 Zoomにて実施例、その対応例を挙げ、ディスカッション。
(5)	ピア相談事業の周知の方法	厚生労働省現況届に案内チラシを同封。
	時期	7月頃
	回数	1

3 令和3年度の社会復帰等に対する支援事業のうち講演等の実施状況

(1)	派遣のべ回数	47
	派遣された退所者の実数	9
(2)	講演等の受け入れ先の実数	26
(3)	登録している退所者の人数	21
	地域別人数	
	関東ブロック	5
	近畿ブロック	9
	中国・四国ブロック	1
	九州ブロック	2
	沖縄ブロック	4
(4)	具体的な講演先の例	大阪府健康福祉部、尼崎市社会教育課、熊本大学教育学部、水俣市立第1中学校等
(5)	講演等に対応している退所者への研修の回数・内容	
(6)	学校、社会教育施設、人権教育をしている団体等への周知の方法	各都道府県への促進事業募集要項等に講師派遣について記載。 三省連名通知「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」に基づき、文科省HPにて掲載。
	時期	5月頃
	回数	1

4 令和3年度の元患者家族に対する専門家相談の実施状況

(1)	派遣のべ回数	12
	支援をした元患者家族の実数	8
	対応した相談員の実数	19
(2)	登録相談員の実数	26
	職種別人数	
	社会福祉士	5
	精神保健福祉士	1
	介護福祉士	2
	保健師	1
	看護師	7
	保健師及び看護師	1
	その他（回復者様など）	9
	地域別人数	
	北海道	1
	東北	
	関東	12
	東海・北陸	1
	近畿	9
中国・四国	2	
九州		
	沖縄	1
(3)	電話相談の受付のべ件数	57
	電話相談をした人の人数	10
	地域別人数	関東3名・近畿5名・中国1名・不明1名
(4)	具体的な支援例	電話や自宅訪問などの現状確認。書類等の点検など。
(5)	登録相談員への研修の回数・内容	2 Zoomにて実施例、その対応例を挙げ、ディスカッション。
(6)	専門家相談事業の周知の方法	厚生労働省現況届にチラシを同封。
	時期	7月頃
	回数	1

5 令和3年度の元患者家族に対するピア相談の実施状況

(1)	派遣のべ回数	300
	支援をした元患者家族の実数	8
	対応した元患者家族の実数	対応したのべ回数のみ報告されている
(2)	登録している元患者家族の実数	17
	地域別人数	
	関東ブロック	4
	近畿ブロック	2
	中国・四国ブロック	2
	九州ブロック	4
	沖縄ブロック	5

(3)	具体的な支援例	電話や自宅訪問などの現状確認など。
(4)	登録相談員への研修の回数・内容	1 カウンセリング講習。相談・支援時における留意点について。
(5)	ピア相談事業の周知の方法	厚生労働省現況届にチラシを同封。
	時期	7月頃
	回数	1

6 令和3年度の「ハンセン病対策事業実施要領」の2社会復帰者に対する支援事業の実施(2)①社会復帰者等相談事業のエ評価委員会について下記の事項

(1)	評価委員会の委員の氏名	三木 賢治、小鹿 美佐雄、廣瀬 省、堀内 ふぎ、 宮良 正吉、山岡 吉夫、長塚 隼人
(2)	評価委員会の開催日時	令和3年5月31日
(3)	評価委員会の各回の議事録(支障があれば議事概要)	議事録は作成していないが、主要な支援内容と特別なケースについての説明するとともに、最近の目立つ事例についての報告。

第4 ハンセン病元患者家族関係回復等支援事業について

1 令和3年度の家族交流会事業

(1)	交流推進員の人数	33
	職種別人数	元患者家族については匿名性が高い為、職業はお伺いしておりません。 交流推進員33名のうち13名は弁護士。 家族訴訟弁護団が主体で携わっていただいています。
	社会福祉士	
	精神保健福祉士	
	介護福祉士	
	保健師	
	看護師	
	地域別人数	
	関東ブロック	8
	近畿ブロック	7
	中国・四国ブロック	1
九州ブロック	7	
沖縄ブロック	10	
(2)	家族交流会の実施回数	1(計画は6件、うち5件はコロナの為中止。)

2 令和3年度の講師等派遣事業の実施状況

(1)	派遣のべ回数	2
	派遣した啓発推進員の実数	1
(2)	講演等の受け入れ先の実数	2
(3)	具体的な講演先の例	芦屋市消防庁舎、ハンセン病問題を学ぶ市民の会
(4)	啓発推進員の人数	15
	地域別人数	
	関東ブロック	4
	近畿ブロック	2
	中国・四国ブロック	1
	九州ブロック	3
	沖縄ブロック	5
(5)	啓発推進員への研修の回数・内容	1 家族ピアによる講演。
(6)	学校、社会教育施設、人権教育をしている団体等への周知の方法	各都道府県への促進事業募集要項等に講師派遣について記載。 三省連名通知「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について(通知)」に基づき、文科省HPにて掲載。 啓発推進員の弁護士に依頼。
	時期	5月頃・随時
	回数	随時

